

第3章 | 防災まちづくり方針（防災指針）

本計画では、都市再生特別措置法に基づく防災指針の名称を「防災まちづくり方針」とします。

防災まちづくり方針を定めるにあたり、各災害（地震・津波・洪水・雨水出水・高潮・土砂災害）の特性を踏まえ、災害リスク別の取組方針を整理し、将来像の設定を行います。

1 災害リスク別の取組方針

(1) 地震に対する取組方針

地震については、局地的な被害想定が困難であり、想定を超える被害となることも念頭に置きつつ、平時から備えを行うことが重要です。このため、建築物や道路等の都市基盤の耐震化をはじめとする総合的な対策を推進し、人的・物的被害双方の低減を目指します。

- 住宅や店舗等の耐震化に向けて、耐震診断や耐震改修をはじめ各種補助制度の活用を促進します。
- 安全な通行空間の確保、道路施設や上下水道施設などの整備・耐震化を図ります。
- 狭あいな道路が多く残る地区等においては、災害に強い都市空間の整備に向けた検討を行います。
- 大規模地震時に大きな被害が発生するおそれのある宅地等においては、危険性の周知や宅地調査を進めるなど安全確保に向けた取組を進めます。
- 地震・津波避難行動計画の作成、自主防災組織への支援、「わが家の防災マニュアル」の活用など、避難対策の推進、地域防災力の向上、災害リスクの周知・啓発につながる取組の充実を図ります。

(2) 津波に対する取組方針

本市においては、海岸沿岸部の広範囲に津波浸水想定区域が設定されているものの、津波避難場所や津波避難ビルの指定など避難施設や避難体制の整備が進んでいることを踏まえ、居住推奨区域には津波浸水想定区域の一部を含むものとします。

ただし、津波から身を守るためには、より早く、より安全な高い場所に避難することが必要不可欠であり、自助・共助の取組を強化し、早期避難の体制を確立することが重要です。

このため、海岸保全施設などのハード整備とともに、住民一人ひとりが早期に避難行動をとれるよう、ソフト施策を柔軟に組み合わせた対策を推進します。

なお、今後ハザード情報が追加・更新された場合には、改めて災害リスクの分析等を行い、計画の更新等を図ります。

- 関係機関が連携して、大分港海岸における海岸保全施設の整備等を推進します。
- 狭あいな道路が多く残る地区等においては、災害に強い都市空間の整備に向けた検討を行います。

- 津波からの早期避難を確実にを行うため、津波避難場所や津波避難ビル、避難路の整備・確保などを推進するとともに、避難所の環境整備や災害時要配慮者の支援等に努めます。
- 地震・津波避難行動計画の作成、自主防災組織への支援、「わが家の防災マニュアル」の活用など、避難対策の推進、地域防災力の向上、災害リスクの周知・啓発につながる取組の充実を図ります。

(3) 雨水出水に対する取組方針

雨水出水（内水氾濫）への対応としては、雨水排水ポンプ場等の整備や雨水貯留施設等の設置促進、森林環境整備などの取組を進めるとともに、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策である「流域治水」の取組を計画的に推進します。

今後は、内水ハザードマップの改訂等を含め、身近に起こる浸水リスクの周知・啓発強化に向けた取組を進めます。

- 集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、雨水排水ポンプ場や雨水管渠の整備・維持管理を行うとともに、河川・排水路の整備等を推進します。
- 多様な主体との協働により、雨水貯留施設等の設置を促進するなど雨水流出の抑制を図ります。
- 貯留施設としてのため池等の整備や森林環境の保全整備を促進します。
- 風水害避難行動計画の作成、自主防災組織への支援、内水ハザードマップの改訂や「わが家の防災マニュアル」の活用など、避難対策の推進、地域防災力の向上、災害リスクの周知・啓発につながる取組の充実を図ります。

(4) 高潮に対する取組方針

本市における想定最大規模の高潮浸水想定区域は、海岸沿岸部を中心に広範囲に及んでおり、居住推奨区域から高潮浸水想定区域をすべて除外することは現実的ではありません。このため、居住推奨区域には、高潮浸水想定区域を一部含むものとしますが、想定最大規模の高潮に対しては、洪水への対応と同様に、住民の早期避難を取組の軸として、避難対策の推進、災害リスクの周知・啓発、地域防災力の向上などの総合的な対策を推進します。

- 関係機関が連携して、海岸保全施設等の整備を推進します。
- 避難所の環境整備や災害時要配慮者の支援に努めます。
- 自主防災組織への支援、高潮ハザードマップの活用や「わが家の防災マニュアル」の活用など、避難対策の推進、地域防災力の向上、災害リスクの周知・啓発につながる取組の充実を図ります。

(5) 土砂災害に対する取組方針

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域については、居住推奨区域から除外していますが、土砂災害は突発性が高く、事前予測が困難な災害であることから、平常時から災害リスクの周知・啓発強化を図ります。また、土砂災害の危険性が高い区域については、県と連携を図りながら土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、指定や解除がなされた場合には、居住推奨区域の見直しを行います。

居住推奨区域内にも存在する大規模盛土造成地については、すべてがただちに危険というわけではありませんが、今後、対策工事が必要な危険性のある宅地の把握など必要な調査等を進めます。

併せて、宅地造成及び特定盛土等規制法など関連する制度の適正な運用を図り、住民の安全確保に向けた取組を進めます。

- がけ地に近接した危険住宅等に対しては、除却及び移転に要する費用を補助するなど安全確保に向けた取組を進めます。
- 貯留施設としてのため池等の整備や森林環境の保全整備を促進します。
- 大規模地震時に大きな被害が発生するおそれのある宅地等においては、危険性の周知や宅地調査を進めるなど安全確保に向けた取組を進めます。
- 風水害避難行動計画の作成、自主防災組織への支援、土砂災害ハザードマップの活用や「わが家の防災マニュアル」の活用など、避難対策の推進、地域防災力の向上、災害リスクの周知・啓発につながる取組の充実を図ります。

(6) 洪水に対する取組方針

本市における想定最大規模（L2）の洪水浸水想定区域は、大分川、大野川沿いを中心に広範囲に及んでおり、居住推奨区域から洪水浸水想定区域をすべて除外することは現実的ではありません。このため、居住推奨区域には、洪水浸水想定区域を一部含むものとしませんが、想定最大規模（L2）の降雨に対しては、住民の早期避難を取組の軸として、避難施設・避難体制の整備、災害リスクの周知・啓発、地域防災力の向上などの総合的な対策を推進します。

河川整備において基本となる計画規模（L1）の降雨に対しては、各河川整備計画に基づく河川改修等のハード整備を主とした取組を進めつつ、想定最大規模（L2）と同様に避難施設・避難体制の整備等のソフト施策を柔軟に組み合わせた対策を推進します。また、対策にあたっては、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策である「流域治水」の取組を計画的に推進します。

ただし、避難場所からの距離が遠い区域に居住する住民等にあっては、避難に時間を要することが想定され、いかに早く避難を行動に移すことができるかが重要となります。このため、本計画においては、比較的発生頻度の高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲等の情報を提示するなかで、それぞれの地域の特性や実情（地形や道路の形状、最寄りの避難場所の位置など）を踏まえ、身近に起こりうる災害リスク等についてより一層の周知・啓発強化を図り、住民の早期避難意識の醸成に努めます。

なお、大分川・大野川を対象とした水害リスクマップ（国土交通省）によると、居住推奨区域内に、中高頻度（1/30）の降雨において浸水が想定される区域はわずかとなっていることから、近年の本市における浸水被害等の状況（1993（平成5）年9月に発生した台風13号など）を考慮したうえで、現時点では居住推奨区域の縮小等を行いません。

しかしながら、中頻度（1/50）の降雨による浸水リスクは存在するため、さらなる安全性の向上を目指し、河川整備計画の早期完了を目指すものとします。

今後、ハザード情報が追加・更新された場合には、改めて災害リスクの分析等を行い、計画の更新等を図ります。

- 国・県・市の連携・協力により、河道掘削、堤防整備、橋梁架替、堰改築、洪水調節施設等のハード整備や適切な維持管理に努めるとともに、流域全体のあらゆる関係者が連携・協力して水害を軽減させるソフト対策など、「流域治水」の取組を推進します。
- 狭い道路が多く残る地区等においては、災害に強い都市空間の整備に向けた検討を行います。
- 災害リスク等の提示、周知・啓発強化を図り、住民の早期避難意識の醸成に努めます。
- 避難所の環境整備や災害時要配慮者の支援に努めます。
- 風水害避難行動計画の作成、自主防災組織への支援、洪水ハザードマップや「わが家の防災マニュアル」の活用など、避難対策の推進、地域防災力の向上、災害リスクの周知・啓発につながる取組の充実を図ります。

2 防災まちづくりの将来像

防災まちづくりにおいては、地域の災害リスクを認識・共有したうえで、国、県、市、民間事業者、住民等が連携しながら、強靱な地域づくりにつながる総合的な施策を推進することが必要です。

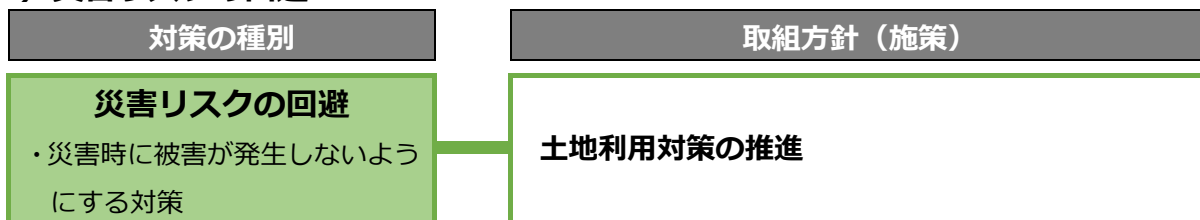
本市の防災まちづくりの将来像については、総合計画や地域防災計画、国土強靱化地域計画に基づくとともに、災害リスク別の取組方針を踏まえて、以下のように定めます。

**地域の災害リスクを知り、みんなで備える
強くしなやかなまち**

3 防災まちづくり方針（防災指針）

防災まちづくりの将来像を踏まえ、災害時に被害が発生しないようにする対策（災害リスクの回避）、災害時にもハード・ソフトの両面から被害を低減させる対策（災害リスクの低減）をそれぞれ明確にしたうえで、防災まちづくり方針を定めます。

（1）災害リスクの回避



（2）災害リスクの低減

災害リスクの低減を図るためには、身近に起こりうる災害リスクについて知ること、防災・減災対策を行い災害に備えること、命を守るための行動（災害から逃れること）が重要です。そこで災害リスクの低減を図るための「3つの柱」を定め、取組方針を定めます。

「3つの柱」

